

別紙2

令和2年度青森県主任介護支援専門員更新研修受講要件

	研修等の範囲・対象	役 割	回 数	提出書類	備 考
要件(1) 介護支援専門員に係る研修の企画・講師やファシリテーターの経験がある者	○法定研修(資質向上事業実施要綱に基づくもの) ・介護支援専門員実務研修 ・介護支援専門員専門(更新)研修課程Ⅰ ・介護支援専門員専門(更新)研修課程Ⅱ ・介護支援専門員更新研修(実務未経験者) ・介護支援専門員再研修 ・介護支援専門員実務従事者基礎研修(H27年度まで) ・主任介護支援専門員研修 ・主任介護支援専門員更新研修(H28年度から) ○地域包括支援センター、県、市町村、介護支援専門員に係る職能団体が開催した研修	講師、ファシリテーター、事例発表者、企画担当者、実習指導者(実務研修)、アドバイザー(地域同行型研修)	1回以上 【1回目の更新時】主任更新研修の申込みまで 【2回目以降】有効期限内(5年間)	○【様式(A)】研修講師等実績報告書 ○添付書類 ・講師、ファシリテーター、事例発表者の場合 講師等を務めたことが確認できる書類(講師名等が記載されている当該研修次第等でも可) ・企画担当者の場合 研修企画会議等の会議録など、企画を担当したことがわかる書面 ・実務研修実習指導者の場合 青森県介護支援専門員協会または青森県社会福祉協議会が発行する実務研修実習受入れ証明書 ・地域同行型研修アドバイザーの場合 青森県介護支援専門員協会が発行するアドバイザー認定書	
要件(2) 地域包括支援センターや職能団体等が開催する90分以上の法定外研修を年4回以上修了した者 ※ただし、令和2年度は経過措置として、計4回以上の研修の内、90分以上の研修2回以上であれば要件を満たすこととします。	○「職能団体等」とは、 青森県介護支援専門員協会、青森県社会福祉協議会、青森県老人福祉協会、青森県老人保健施設協会、介護労働安定センター、日本介護支援専門員協会、日本ケアマネジメント学会、県、市町村、介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱の受験資格で示される法定資格保有者団体等とする。 ○「法定外の研修」は、 介護支援専門員の業務に関連のある研修とする。 ※1 「介護支援専門員の業務に関連のある研修」とは、国の介護支援専門員資質向上事業実施要綱に掲げられている研修科目のいずれかに該当する内容であれば可とする。 (国要綱は、県ホームページに掲載しているので、参照すること。) ※2 上記以外の機関が開催する研修については、Q&Aを参照のこと。	研修等の修了	直近の過去5年のうち、いずれか1年で90分以上の法定外研修を4回以上修了していること。 ※ただし、令和2年度は経過措置として、計4回以上の研修の内、90分以上の研修2回以上であれば要件を満たすこととします。 【最初の研修を受講してから1年間とする。】	○【様式(B)】研修等受講実績証明書 ○添付書類 各研修ごとに次のいずれかで、介護支援専門員の業務に関連し、研修時間が90分以上の研修であることが確認できる部分。研修資料一式の送付は不要。 ・研修修了証の写し ・研修のプログラム、次第、資料等の写し	有志の勉強会や、法人内研修は対象外とする。
要件(3) 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者	日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等	演題発表者(共同研究者を含む。)	1回以上 【1回目の更新時】主任更新研修の申込みまで 【2回目以降】有効期限内(5年間)	○【様式(C)】日本ケアマネジメント学会開催の研究大会等演題発表等実績報告書 ○添付書類 大会名、開催年月日、演題発表者(又は共同研究者)であることがわかるものの写し(大会プログラム等)	
要件(4) 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー	—	—	—	○有効期間内の認定ケアマネジャー認定証の写し	